

函 博

令和5年(2023年)11月29日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱いについて

(市立函館博物館 23-5480)

1 市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱いについて

(1) アイヌの人々の遺骨等に係る調査の経過

時期	調査の経過	遺骨の保管状況					
		アイヌ人骨		不明人骨		合計	
		増減	計	増減	計	増減	計
平成27年(2015年)12月	○ 文部科学省からの調査に回答	－	10件	－	19件	－	29件
平成28年(2016年)11月	○ 文部科学省に修正報告(継続調査判明分) ※ 総務常任委員会に参考資料配付(H28(2016).11.10)	1件	11件	△5件	14件	△4件	25件
平成29年(2017年)3月	○ アイヌ人骨1件, 不明人骨1件を寄託者に返還	△1件	10件	△1件	13件	△2件	23件
7月	○ 継続調査および副葬品調査でアイヌ人骨8件, 不明人骨4件を新たに確認 ○ 文部科学省に修正報告 ※ 総務常任委員会に参考資料配付(H29(2017).9.5)	8件	18件	4件	17件	12件	35件
11月	○ 北海道大学が保管しているアイヌ人骨と博物館が保管している人骨・副葬品の一体化の可能性についての調査を同大学に依頼 ・ 調査対象はアイヌ人骨11件, 不明人骨3件	－	18件	－	17件	－	35件
平成30年(2018年)5月	○ 北海道大学が一体化の可否について回答 ・ 人骨13件, 副葬品は一体化が可能・1件は人骨以外 ・ 調査を依頼した保管人骨14件の中に新たな人骨(不明人骨)4件が含まれていたことが同大学の調査で判明	－	18件	△1件 4件	20件	3件	38件
7月	○ 一体化が可能な人骨・副葬品の移管について北海道大学から承諾があり, 同大学に移管 ○ 文部科学省に修正報告 ※ 総務常任委員会に参考資料配付(H30(2018).7.31)	△11件	7件	△2件	18件	△13件	25件
令和元年(2019年)5月	○ 平成29年度(2017年度)に実施した専門家による調査結果を踏まえた再整理の結果, アイヌ以外の人骨と判断できる4件を除外 ○ 文化庁(文部科学省から担当替え)に報告 ※ 総務常任委員会に参考資料配付(R元(2019).5.21)	△1件	6件	△3件	15件	△4件	21件
令和4年(2022年)7月	○ 文化庁が「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」を通知(別添)						

(2) 市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等

ア 出土地域が明らかなアイヌの人々の遺骨等

No.	発掘・発見された		性別	推定年齢	副葬品	備考
	時期	場所(当時の地域名等)				
1	1925年	北斗市久根別(上磯町久根別)	男性	成年～壮年	あり	出土経緯等不明
2	1937年	択捉島(択捉郡留別村)	女性	成年～壮年	なし	個人の発掘で出土
3	1959年	函館市元村町(榎法華村字元村)	男性	成人	なし	築港工事で出土
4	1978年	函館市弥生町	女性	不明	あり	水道工事で出土
5	不明	帯広市(十勝伏古)	1柱は女性 他は不明	青年等	なし	出土経緯等不明 ご遺骨から4柱と推定

イ 出土地域が不明のアイヌの人々の遺骨等

No.	発掘・発見された		性別	推定年齢	副葬品	備考
	時期	場所(当時の地域名等)				
1	不明	不明	男性	老年	なし	出土経緯等不明

(3) 文化庁通知(博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて)

別添のとおり

(4) 文化庁通知(博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて)に基づくアイヌの人々の意向確認

No.	発掘・発見された		意向を確認した アイヌ関係団体	意向
	時期	場所(当時の地域名等)		
1	1925年	北斗市久根別(上磯町久根別)	函館アイヌ協会	返還を希望しない
2	1937年	択捉島(択捉郡留別村)	北海道アイヌ協会	返還を希望しない
3	1959年	函館市元村町(榎法華村字元村)	函館アイヌ協会	返還を希望しない
4	1978年	函館市弥生町	函館アイヌ協会	返還を希望しない
5	不明	帯広市(十勝伏古)	帯広アイヌ協会	返還を希望する

(5) 函館市教育委員会の基本的な考え方

- 文化庁通知(博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて)に基づき、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還することおよびアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。
- アイヌ遺骨等の返還については、地域返還の申請によるものとし、複数の団体からの申請や当該申請に対する反対意見等があった場合は、当事者間の話し合いおよびその結果の報告を求め、いずれの場合も返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であるかを確認したうえで行う。
- 地域返還の申請がなかった場合や地域返還の申請があったものの返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体の確認に至らなかった場合、また、個人および出土地域を特定できないアイヌ遺骨等については、国と協議のうえ、民族共生象徴空間(ウポポイ)を構成するアイヌ遺骨等の慰霊および管理のための施設に保管する。

## (6) 市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱方針（素案）

### 1 基本の方針

市立函館博物館では、現在、寄贈や発掘調査等により北海道、千島等から出土し、または出土地域が不明であるアイヌ遺骨および当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

アイヌ遺骨等については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第61会期平成19年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号）および「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和4年7月15日4文庁第1600号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還することおよびアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、今後、函館市内で発掘調査により発見された場合のアイヌ遺骨等の取扱方針については、本取扱方針に準じて定めることとする。

### 2 情報の周知

市立函館博物館が保管するアイヌ遺骨等の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、函館市のホームページにおいて1か月間公表する。

なお、当該情報の周知に当たっては、関係する地方自治体および法人に対して、必要に応じて協力を求める。

### 3 出土地域が明らかなアイヌ遺骨等の地域返還手続き

上記2の情報の周知を行った後、出土地域に居住または縁のあるアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に、発掘・発見された出土地域が明らかであるアイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）を地域返還するための手続は、以下によることとする。

#### (1) 地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、市立函館博物館を受付

窓口として、別記様式1により申請するものとする。

(2) 地域返還対象団体の確認

ア 上記(1)の申請を受理した場合は、出土地域特定遺骨等に関する情報および申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が当該出土地域特定遺骨等の返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体（以下「地域返還対象団体」という。）であるか確認する。

イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体を確認するものとする。

ウ 申請者が地域返還対象団体であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、その周知を開始した日から1か月を経過した日または上記2の情報の周知を開始した日から3か月を経過した日のうち、いずれか遅い日とする。

オ 反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者および反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話し合いおよびその結果の報告を求めるものとする。

話し合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、改めて上記の手續を執るものとする。

カ 上記アにおいて申請者が地域返還対象団体であるとの確認ができなかった場合または上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかった場合には、その旨を申請者等に通知する。

(3) 地域返還の実施

ア 上記(2)により、地域返還対象団体を確認した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所および方法等を決定することとする。

イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 上記イの合意に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

エ 出土地域特定遺骨等の地域返還に係る移動に際し発生する費用につい

ては、函館市教育委員会が負担する。

#### 4 保管の継続または慰霊施設への保管

次のいずれかに該当するアイヌ遺骨等については、市立函館博物館において保管の継続，または国と協議の上，国が北海道白老郡白老町に整備した民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊および管理のための施設に保管することとする。

- (1) 上記2の情報の周知から3か月間，上記3(1)の地域返還の申請がなかった場合
- (2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの，上記3(2)において地域返還対象団体の確認に至らなかった場合
- (3) 個人および出土地域が特定できないアイヌ遺骨等

別記様式 1

令和 年 月 日

市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等返還申請書

函館市教育委員会 教育長 様

申請団体 名称

ふりがな (氏名)

代表者の役職・氏名

郵便番号

住 所

電話番号

E-mail

市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱方針 3 (1)の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還を申請します。

記

1 返還を求めるアイヌ遺骨等について

--

2 申請団体の構成員について

ふりがな 氏 名	住 所	当該地域との縁
(代表者)		

※ 団体の構成員が10名を超える場合は、役員等10名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 記入欄「当該地域との縁」は、返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認書類提出のお願い

(下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。)

- 運転免許証       個人番号カード (写真付き住民基本台帳カードを含む)
- 旅券 (パスポート)       健康保険, 国民健康保険または船員保険等の被保険者証
- その他上記に掲げる以外の本人確認書類 (記入欄 )

### 3 返還後の取扱 (予定) について

(1) 祭祀供養方法 (いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。)

- 納骨・保管     埋葬     その他 (記入欄 )

○具体的な方法について (納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。)

記入欄

(2) 火葬予定の有無

- 有り    ・     無し    ・     不明

### 4 個人情報の取扱いについて (承諾の場合はチェックを記載してください。)

地域返還対象団体かどうか確認するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。

市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱方針3(2)に基づき反対意見等があった場合、申請代表者の氏名、住所、電話番号および E-mail アドレスを、反対意見等を提出した団体の代表者に伝えることを了承します。



別記様式 2

令和 年 月 日

市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等返還申請に係る  
反対意見等提出書

函館市教育委員会 教育長 様

申請団体 名称

ふりがな (氏名)  
代表者の役職・氏名

郵便番号

住 所

電話番号

E-mail

市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱方針 3(2)の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還について反対意見等を提出します。

記

1 反対意見等の対象となるアイヌ遺骨等について

--

2 提出団体等の構成員について

ふりがな 氏 名	住 所	当該地域との縁
(代表者)		

※ 団体の構成員が10名を超える場合は、役員等10名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 記入欄「当該地域との縁」は、返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認書類提出のお願い

(下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。)

- 運転免許証       個人番号カード (写真付き住民基本台帳カードを含む)
- 旅券 (パスポート)       健康保険, 国民健康保険または船員保険等の被保険者証
- その他上記に掲げる以外の本人確認書類 (記入欄 )

### 3 反対意見等について

(1) 反対意見等の内容 (いずれか1つを選択してください。)

- 自団体等への返還を希望する  
→「4 返還後の取扱 (予定) について」を記入してください。
- 北海道白老郡白老町の民族共生象徴空間慰霊施設への保管を提案する。
- 引き続き市立函館博物館での保管を提案する。
- その他 (記入欄 )

(2) 反対意見等を提出する理由

記入欄

### 4 返還後の取扱 (予定) について

3(1)において「自団体等への返還を希望する」を選択した団体のみ記入してください。

(1) 祭祀供養方法 (いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。)

- 納骨・保管       埋葬       その他 (記入欄 )

○具体的な方法について (納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。)

記入欄

(2) 火葬予定の有無

有り      ・       無し      ・       不明

5 個人情報の取扱いについて（承諾の場合はチェックを記載してください。）

反対意見等の内容を検討するために，記載内容について関係機関等と共有することを了承します。

市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱方針3(2)に基づく当事者間の話し合いのため，提出者の氏名，住所，電話番号およびE-mail アドレスについて，既に返還申請のあった団体の代表者に伝えることを了承します。

4文庁第1600号  
令和4年7月15日

関係施設の長 殿

文化庁次長  
杉浦久弘  
(公印省略)

博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて（通知）

平素より文化行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

標記取扱いについて、令和4年7月14日開催のアイヌ政策推進会議（第13回）における報告を経て、別添のとおり定めましたので、通知します。

つきましては、本取扱いにおける「基本的な考え方」を踏まえ、貴施設又はその設置者において具体的方針を策定の上、適切に実施していただきますようお願いいたします。

(本件担当)

企画調整課アイヌ文化振興係  
電話：03-6734-4785

令和4年7月

## 博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて

### 1. 位置付け

本取扱いは、文化庁が実施した「博物館等におけるアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の保管状況等に関する再調査」（改訂版）において、アイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している旨の回答のあった博物館等又はその設置者（以下「関係博物館等」という。）によるアイヌ遺骨等の適切な取扱いに資するよう、基本的な考え方等について定めるものである。

なお、本取扱いは、各関係博物館等が状況に応じて個別の判断等を行うことを妨げるものではない。

### 2. 基本的な考え方

- (1) 関係博物館等が保管するアイヌ遺骨等の取扱いは、当該関係博物館等の責任及び権限の下に判断されるべきものであり、特に、関係博物館等がアイヌ遺骨等を保管するに至った経緯等は様々であることから、関係博物館等自らが、その保管するアイヌ遺骨等について、今後の取扱いの具体的な方針（以下「具体的方針」という。）を定めることが適切である。
- (2) 具体的方針は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第61会期2007年9月13日採択（国連文書A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成26年6月20日閣副第363号、26文科振第126号。以下「特定遺骨返還ガイドライン」という。）及び「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成30年12月閣副第831号、30文科振第336号、国北総第91号。以下「地域返還ガイドライン」という。）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とすべきである。
- (3) 関係博物館等は、具体的方針を定めるに当たっては、設置者等のアイヌ政策担当部局と調整する。その際、その保管するアイヌ遺骨等の発掘・発見された出土地域が特定されている場合には、当該アイヌ遺骨等の取扱いについて、できる限り、当該出土地域のアイヌの人々の意向をあらかじめ確認することが必要である。

### 3. 関係博物館等が具体的方針として定めることを想定している事項

関係博物館等が定める具体的方針には、下記の事項を定めることが適切である。

(1) 情報の周知について

関係博物館等は、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、以下の情報をホームページ等により周知すること。

- ① 発掘・発見された時期
- ② 発掘・発見された場所（市町村（地区）単位）
- ③ 性別、推定年齢
- ④ その他参考事項

(2) 個人が特定されたアイヌ遺骨等の祭祀承継者への返還手続について

個人が特定されたアイヌ遺骨等については、特定遺骨返還ガイドラインを考慮して、祭祀承継者にこれを返還するための手続を行うこと。また、祭祀承継者から返還請求がない場合又は祭祀承継者を特定することができない場合には、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）にこれを返還するための手続を行うこと。

(3) 発掘・発見された出土地域が特定されたアイヌ遺骨等の地域への返還手続について

発掘・発見された出土地域が特定されたアイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）については、地域返還ガイドラインを考慮して、出土地域アイヌ関係団体にこれを返還するための手続を行うこと。

(4) 返還の申請がなかった場合等における対応について

(2)又は(3)において、

- ① 情報の周知から一定の期間内において、返還の申請がなかった場合
- ② 出土地域特定遺骨等の返還の申請があったものの、当該出土地域特定遺骨等の返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であることの確認ができなかった場合

のいずれかに該当する場合には、次のア又はイのいずれかの手続を行うこと。

ア 地元（関係博物館等の所在する市町村をいう。以下同じ。）の施設において保管又は埋葬すること。

イ 国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管すること。

(5) 個人及び出土地域が特定されなかったアイヌ遺骨等について

個人及び出土地域を特定することができないアイヌ遺骨等については、次の

- ①・②いずれかの手続を行うこと。
- ① 地元の施設において保管又は埋葬すること。
- ② 国と協議の上、慰霊施設において保管すること。

上記の具体的方針を定めるに当たっては、次の事項に留意することが重要である。

- (1) 関係博物館等において具体的方針を策定する際には、具体的方針案をホームページ等で周知し、意見等を受け付けた上で定めることが望ましい。
- (2) 保管又は埋葬する場所については、出土地域のアイヌの人々の意向等を踏まえ、関係博物館等において判断すること。なお、地元の施設において保管又は埋葬する場合には、アイヌ遺骨等を適切に保管又は埋葬することができる環境を整えることが必要である。

#### **4. 慰霊施設において保管することとなったアイヌ遺骨等の取扱い**

- (1) 慰霊施設において保管することとなったアイヌ遺骨等に関し、関係博物館等が負うべき責務について、国と関係博物館等との間で協定を締結することとする。
- (2) 慰霊施設において保管することとなったアイヌ遺骨等については、特定遺骨返還ガイドライン及び地域返還ガイドラインに準じて、国がアイヌ遺骨等の返還手続を行うものとする。
- (3) 慰霊施設において保管することとなった後に、アイヌ遺骨等をアイヌの人々に返還することとなった場合には、当該返還に係る搬送に際し発生する費用について、国、関係博物館等及び返還を行う相手方との間で協議することとし、原則として関係博物館等が負担する。
- (4) 慰霊施設においてアイヌ遺骨等を保管することとなった場合には、国は、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間、適切に保管するものとする。

#### **5. その他**

- (1) 本取扱いの示す手続を経た上で慰霊施設において保管することとなり得るアイヌ遺骨等は、これまでの間、文化庁が実施した調査において関係博物館等が保管していることが明らかであるアイヌ遺骨であり、また、同手続を経た上で慰霊施設において保管することとなり得る副葬品は、当該アイヌ遺骨との関連性が明らかであるものとする。その他のアイヌ遺骨等については、原則として、発見・発掘した者、関係地方公共団体等において、適切な対応がなされるべきものである。

なお、関係博物館等が保管するアイヌ遺骨と一対一で対応する副葬品以外の副葬品の取扱いについては、出土地域のアイヌの人々と話し合い、その意向を確認することが望ましい。

- (2) アイヌ遺骨等に係る調査研究については、「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」の最終報告（平成 29 年

4月)などを踏まえた関係者間での検討に留意するものとする。なお、アイヌの人々の同意を得られないもの等は調査・研究の対象としないこととし、また、慰霊施設においては、アイヌ遺骨等を用いた調査・研究を行わないものとする。

(3) 海外の博物館等が保管するアイヌ遺骨等について、国は、関係各国及びアイヌの人々の意向を踏まえつつ、必要に応じ、アイヌの人々への返還等に協力するとともに、直ちにアイヌの人々に返還することができないアイヌ遺骨等については、慰霊施設において保管することについても検討することとする。

(4) 文化庁は、関係博物館等に対し、必要に応じて助言及び支援を実施するものとする。